

市独自の災害復旧補助金を新設

豪雨による農地などの小規模災害が対象



◀豪雨によって被害を受けた田んぼののり面

農地や農業用施設が、豪雨や大地震などの天然現象によって被害を受けた場合に、自費で復旧した農家に対する補助金制度「農地等小規模災害復旧事業補助金制度」を新設しました。

対象と思われる方は、相談ください。

□概要 ▷水害＝1時間当たり20ミリ以上または1日当たり80ミリ以上の降雨により、被災した場合 ▷その他＝風水害、風害、雪害、震災、干害、地滑り災害などの天然現象の災害に適用します。基準の詳細については問い合わせください。

□対象 復旧の経費が1カ所当たり10万円以

上40万円未満のもの

□適用される被害 平成23年4月1日以降の被害

□補助率 ▷農地＝経費の50%以内 ▷農業用施設＝経費の65%以内

□必要書類 ①申請書②復旧に関する見積書③被害が分かる写真など

※申請書は農業振興課や各振興事務所にあります。市ウェブサイト (<http://www.city.ena.lg.jp/>) からダウンロード(取得)できます

□申し込み・問い合わせ 農業振興課土地改良係 ☎26-2111 (内線546)

主な内容

高齢者福祉計画案	2～5
申告のお知らせ	6～7
文化の窓・消費生活	8～9
スポーツ	10～11
子育て	12～13

環境・図書・地域包括	14～15
健康ガイド・医療	16～17
お知らせ・2月の相談	18～23
「えなっコ」チャンネル2月	24